

### 第3回 客引き等対策検討会議 構成員意見（抜粋）

#### 【A構成員】

- ・ 条例制定の方向で具体的な議論を進める必要があると考える。
- ・ 悪質な客引きに対して様々な対策を行ってきたが、依然として悪質な客引きは多い。
- ・ 現状の法的根拠のない対策には限界があるため、専門家等が言うよう条例の制定をするしかないと思う。

#### 【B構成員】

- ・ 様々な対策をしてきたが、大きな効果が出ているとはいいがたい。これまでの対策で効果が薄いのであれば、条例という手段を用いた上での対策が必要であると思う。
- ・ 商店街や飲食店が「すべての客引きの禁止」に賛成であるならば、より効果的な「すべての客引きを禁止」する条例を制定するべきであると考えます。

#### 【C構成員】

- ・ 民間の力で長期間、様々な対策を実施してきたが、法的根拠のない対策では、これ以上の改善は不可能。条例制定を望む。
- ・ 他の政令都市でも同様の課題があり、多くの政令市が条例を制定しており、一定の効果を得ていることから、本市も早期に制定すべきと考える。

#### 【D構成員】

- ・ 既に条例を制定すべき時期に来ていると考える。
- ・ 条例等の法的根拠に基づいたルールを作らないと、モラルマナーを守らないものが得をするという状況や市のイメージダウンにつながる状況になりかねない。
- ・ 条例が商売人の新規事業への挑戦の排除とならないよう配慮してほしい。

#### 【E構成員】

- ・ 客引きのやり方は以前よりさらに悪くなっている。「条例」という法律の根拠に基づいた対策をするしかない。
- ・ 「悪質な行為」だけを規制することは現実的に難しい。「すべての客引き」を禁止しなければ問題解決にはつながらない。

#### 【F構成員】

- ・ 結論として、条例化に向けて動き出すことに異議はない。
- ・ 法律家委員としては、市民に対して規制には抑制的であるべきと考えており、条例制定にあたっては、客引き行為を一律に禁止することではなく、あくまで必要最小限のルールで取り締まるという方針で進めていただきたい。